

仙台市談合情報対応マニュアル

(平成11年3月31日財政局長決裁)

第1 趣旨

このマニュアルは、本市が締結する契約に係る入札適正を期するため、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）への対応について定める。

第2 一般原則

1 情報の確認

談合情報についての通報を受けた者は、次により取り扱う。

- (1) 当該情報の提供者の身元、氏名、連絡先、談合情報の内容を確認する。
- (2) 談合情報の提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。
- (3) 速やかに契約担当課へ通報する。

2 談合情報として報告すべき要件

契約担当課は、談合情報の通報内容から対象となる入札が特定され、かつ、次のいずれかに該当する情報が含まれる場合は、可能な限り情報提供者への事情聴取を行うとともに、仙台市契約事務に関する審査委員会規程（平成6年仙台市訓令第18号）第1条第1号に規定する契約事務特別委員会、同条第3号に規定する区委員会又は同条第4号に規定する総合支所委員会（契約事務秋保委員会を除く。）（以下総称して「委員会」という。）の委員長に報告する。また、契約担当課以外で執行される入札に係る談合情報の場合には、入札執行者への連絡もあわせて行う。

- ① 談合に関与したとされる業者名又は落札予定とされる業者名が特定されているもの
- ② 談合が行われたとされる場所及び方法が特定されているもの
- ③ その他、談合した者でなければ知りえないと思われるもの

3 委員会の招集及び審議

当該談合情報の信憑性及び「第3 具体的な対応」以下の手続きによることが適当であるか否かの判断にあたっては、委員会の審議を経て行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、委員会の会議を開催することができない場合は、委員長の決定をもって委員会の審議を経たものとするができる。

4 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえ「第3 具体的な対応」以下の手続きによることとした談合情報について

は、手続きの各段階において逐次公正取引委員会へ通報する。ただし、状況に応じ、まとめて行うことができるものとする。

第3 具体的対応

談合情報があった場合は、原則として次にしたがい対応する。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 事情聴取

① 入札参加者全員から、次に掲げる事項その他必要な事項について個別に事情聴取する。事情聴取は契約担当課の課長、係長、担当職員が複数で行い、必要に応じて担当課の職員を同席させる。なお、事情聴取は責任ある回答のできる者から行う。

ア 本案件に関して談合の働きかけを行ったか、あるいは他者から働きかけを受けたか。

イ 本案件に関して他者と打合せまたは話し合いを行ったか（行った場合はその内容も合わせて聴取する。）。

ウ 入札金額（見積額）の算定は自ら行ったか（あわせて、必要に応じて積算内訳書の提出を求め、担当課でのチェックを行う。）。

エ 談合防止のために行っている対策はあるか。

② 事情聴取は、その後の委員会の審議にかかる日程等を考慮し、入札執行前に十分な余裕をもって行うか、又は必要に応じて入札開始時刻の繰下げ若しくは入札を延期した上で行う。

③ 事情聴取にあたっては、入札参加者同志が、互いに指名を受けていること、又は一般競争入札に参加しようとしていることを知ることのないよう配慮して行う。

④ 事情聴取の結果は委員会の委員長へ報告する。

⑤ 事情聴取の結果に基づく談合事実の存否の認定にあたっては、委員会の審議を経て行う。

(2) 談合の事実があったと認められる場合の対応

入札執行者は、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、入札の執行を中止する。

(3) 談合の事実があったと認めるに至らない場合の対応

① 入札執行者は、談合の事実があったと認めるに至らない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させる。

② 指名競争入札の場合においては、入札執行者は委員会の審議を経て、指名業者の追加を行うことができる。この場合必要に応じて入札を延期する。ただし、追加して指名する業者の選定に当たっては、必要とされる審査委員会等による審議を経て行わなければならない。

③ 入札執行にあたっては、「入札執行後、談合の事実が認められた場合には入札を無効とする」旨を宣言し、入札を執行する。

(4) 落札業者決定にあたっての留意点

入札執行者は、落札の決定を行うに先立ち「談合情報に関する一切の資料の写しを公正取引

委員会に送付する」旨を入札参加者に説明し、その上で落札者を決定する。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額はすでに閲覧に供されていることに留意し、以下の手続きによる。

(1) 契約（仮契約を含む。）締結以前の場合

- ① 談合情報の通報を受けた者は、契約担当課に報告する。
- ② 契約担当課は、当該談合情報が第2、「2 談合情報として報告すべき要件」に定める要件に合致する場合は、契約の締結を留保し、委員会の委員長に報告する。契約担当課以外で執行した入札に係る談合情報の場合は、入札執行者へ連絡し、契約締結の留保を依頼する。
- ③ 入札執行者は、前号による契約担当課からの依頼を受けた場合は、契約の締結を留保する。
- ④ 当該談合情報の信憑性及び入札参加者への事情聴取を行うことが適当であるか否かの判断にあたっては、委員会の審議を経て行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、委員会の会議を開催することができない場合は、委員長の決定をもって委員会の審議を経たものとするができる。
- ⑤ 入札参加者への事情聴取は、「1 入札執行前に談合情報を把握した場合」中の(1)、①に定めるところにしたがって行い、事情聴取の結果は、委員会の委員長に報告する。
- ⑥ 委員会は、事情聴取結果の報告を受け、談合事実の存否の認定について審議を行う。
- ⑦ 入札執行者は、談合の事実があったと認めるに至らないときは、すべての入札参加者から誓約書を提出させた上で、落札者と契約を締結する。
- ⑧ 入札執行者は、明らかに談合の事実があったと認められるときは、入札を無効とする。

(2) 契約（仮契約を含む。）締結後の場合

- ① 談合情報の通報を受けた者は、契約担当課に報告する。
- ② 契約担当課は、当該談合情報が第2、「2 談合情報として報告すべき要件」に定める要件に合致する場合は、委員会の委員長に報告する。契約担当課以外で執行された入札に係る談合情報の場合は、入札執行者への連絡もあわせて行う。
- ③ 委員長は、契約担当課から報告を受けた場合は、委員会を招集し、当該談合情報の信憑性及び入札参加者への事情聴取を行うことが適当であるか否かについて審議する。緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができる。
- ④ 入札参加者への事情聴取は、「1 入札執行前に談合情報を把握した場合」中の(1)、①に定めるところにしたがって行い、事情聴取の結果は、委員会の委員長に報告する。
- ⑤ 委員会は、事情聴取結果の報告を受け、談合事実の存否の認定について審議を行う。
- ⑥ 入札執行者は、談合の事実があったと認めるに至らないときは、すべての入札参加者から誓約書を提出させる。
- ⑦ 入札執行者は、明らかに談合の事実があったと認められるときは、原則として契約を解除するものとする。

第4 その他

このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成31年3月14日改正）

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月15日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和8年4月1日改正）

この改正は、令和8年4月1日から実施する。

様式1

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
入札件名	
入札 (予定) 日	年 月 日 () 時 分
情報提供者	・報道機関 ・その他 役職・氏名等
受信者	
情報手段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情報内容	
応答の概要	

当該案件の問合せ先	
-----------	--

様式2

年 月 日

公正取引委員会事務総局

_____ 事務所長 様

仙台市 局 課長

談合情報に関する資料の送付について

本市が発注する「_____」の入札に係る談合情報に関する資料を、別添のとおり送付いたします。

記

- 1 談合情報報告書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 入札経過表（写）
- 5 入札に関する措置

様式3

事 情 聴 取 書

(記入例)

入 札 件 名

業 者 名

事情聴取を受けた者

事情聴取者

日 時

場 所

質 問	聴 取 内 容
<p>1 入札に先立ち、既に落札業者が決定している（していた）との情報があるが、そのような事実はあるか</p> <p>2 本件入札について、他社の人間と何らかの打合せ、又は話し合いをしたことがあるか</p> <p>3 あったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話し合いを行ったか</p>	

様式4

誓 約 書

年 月 日

仙 台 市 長 殿

商号又は名称

住 所

代 表 者

今般の「_____」の競争入札に関して、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」等、関係法令に抵触する行為は行っていないことを誓約します。また、当該入札に関する談合等の事実が明らかになった場合には、入札を無効（契約を解除）とされても異議ありません。

なお、この入札に関し提出した誓約書等一切の書類の写しが、公正取引委員会に送付されても異議ありません。